

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

区分と 外箱表示	定義	陳列	情報提供	専門家	相談 応答
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの スイッチ直後品目、劇薬、毒薬等が該当します。	薬剤師による情報提供等を適切に行うことができるようカウンター越しに陳列します。	対面により、書面を用いて、適正使用のため必要な指導及び情報提供を行います。	薬剤師	義務
第一類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品除く)		書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。		
指定第二類医薬品 第②類医薬品 第2類医薬品 第二類医薬品 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずる可能性がある成分を含むもの ※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち特に注意を要するもの	情報提供の機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く(7m以内)に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。 ※指定第二類医薬品の購入時には禁忌の確認を行い、薬剤師や登録販売者に相談して下さい。	薬剤師 又は 登録販売者	
第三類医薬品 第3類医薬品	日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれのある成分を含むもの	法令では決まりはありませんが、当薬局では情報提供を行いやすい場所に陳列します。	適正使用のため必要な情報を提供します。		

★個人情報の適正な取り扱いについて

個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

★健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

問い合わせ先 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 電話：0120-149-931

★苦情相談窓口：大阪市健康局健康推進部生活衛生課（薬務指導グループ） 電話：06-6208-9986・9987・9994